農地の集積・集約化の新たな取組がはじまります

令和5年度から、市町村は地域での話合いをもとに、目指す将来の農業のあり方や
農地利用の姿を明確化した**地域計画**の策定をすすめています。
これからの農地の貸借は、**地域計画**に基づいて農地中間管理機構を介して行い、地域の将来を見据え、
農地の有効利用と農業経営の効率化を目指します。

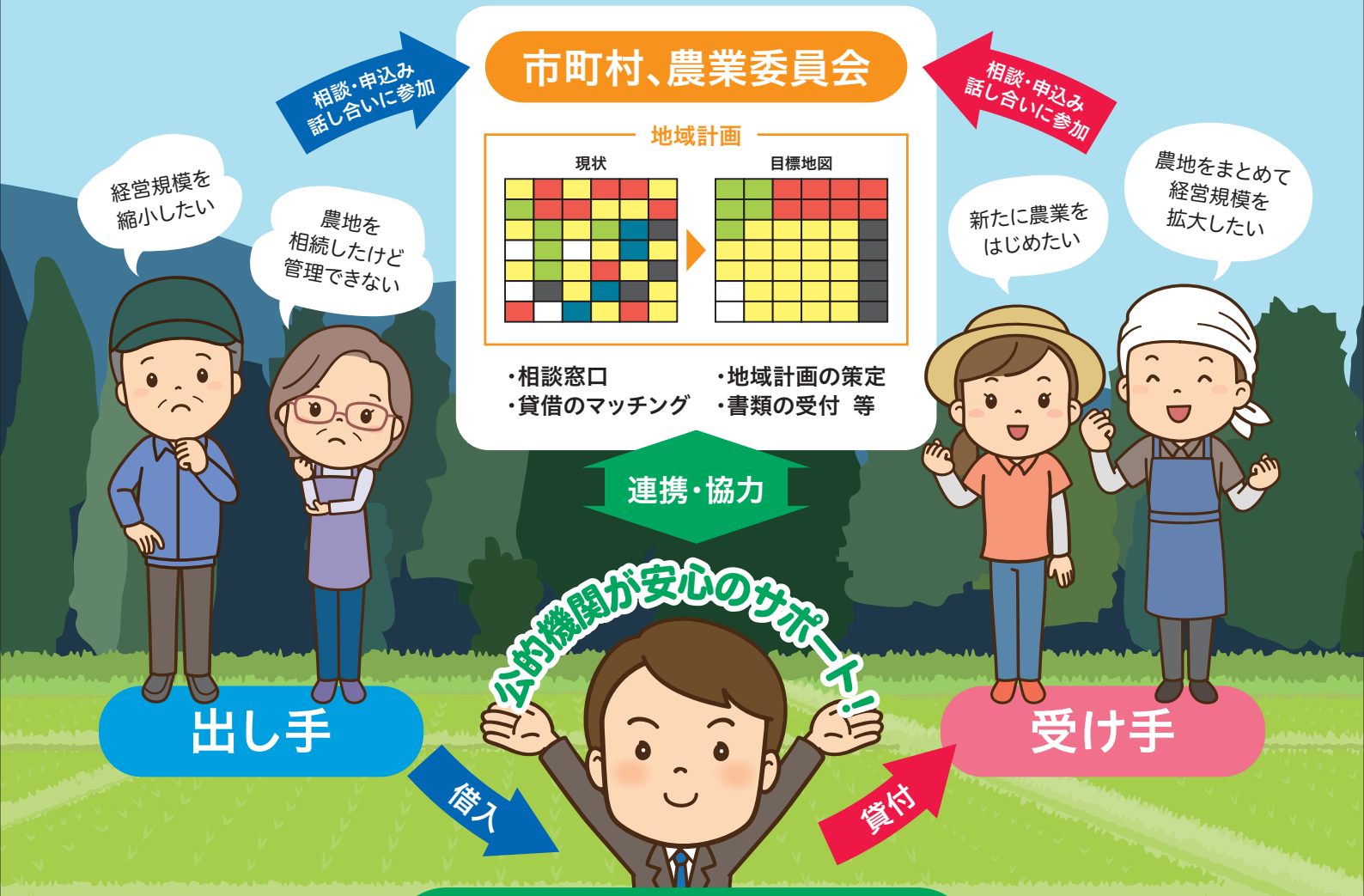

岡山県農地中間管理機構

公益財団法人岡山県農林漁業担い手育成財団

**農地中間管理機構は、地域計画の達成に向け目標地図に基づき、
貸借の仲介、契約を行い、農地の集積・集約化を推進します。**

- 知事が指定した公的機関です。
- 農地貸借の契約事務や賃料を伴う場合の支払いを確実に行います。
- これまでに、約10,000人の出し手の農地を借り入れ約1,500人の受け手に3,700ha以上を貸付けしています。

作成 令和5年8月

＼ みなさんの疑問にお答えします ／

Q&A よくある質問

Q 農地中間管理機構とはなんですか？

A 法律に基づく農地の貸借等を行う組織で、岡山県知事の指定を受け、（公財）岡山県農林漁業担い手育成財団が機構の業務を行っています。

Q 手数料がかかりますか？

A 貸借事務等に手数料はかかりません。

Q どんな農地でも借りてもらえますか？

A 機構が借り入れる農地は、
- 市街化区域外の農地であること
- 農地として利用できること
- 権利関係に問題がないこと
- 受け手が確実に見込まれること　などです。

Q 農地の貸し借りは勝手にできないのですか？

A 法律による規制があり、正式な手続きが必要です。農業委員会の許可または農地中間管理事業による、2つの方法があります。
（注：経過措置があります）

Q 貸した農地は戻ってきますか？

A 期間満了後は、確実に出し手に戻ります。

Q 契約期間は何年でもよいですか？

A 3年未満の期間は取り扱いできません。受け手の経営安定のため10年以上の契約をお勧めしています。

Q 契約期間の途中で解約できますか？

A 貸借期間中は原則解約できません。
ただし、やむを得ない理由があり、出し手と受け手が合意している場合等には可能ですので、ご相談ください。

Q 賃料の取り扱いはどうなりますか？

A 賃料は地域の水準を参考に出し手と受け手との協議により決定します。
支払いは、財団が12月に受け手から口座振替で引き落とし、出し手に振り込みます。お米などの物納は取り扱いません。

農地の貸借の相談・申込みは
市町村、農業委員会へ

制度に関する問い合わせは
農地中間管理機構へ

岡山県農地中間管理機構
（公益財団法人 岡山県農林漁業担い手育成財団）

〒703-8278 岡山市中区古京町1-7-36（県庁分庁舎4階）
☎ 086-226-7423　FAX.086-206-7330

●備前支部　〒700-0817 岡山市北区弓之町10-26 第五近宣ビル3階　☎ 086-212-2210　FAX.086-212-2230
●備中支部　〒710-8530 倉敷市羽島1083（備中県民局3階）　☎ 086-435-7720　FAX.086-435-7730
●美作支部　〒708-8506 津山市山下53（美作県民局農業振興課内）　☎ 0868-23-1325　FAX.0868-23-1510

詳しくは財団のホームページへ　岡山 担い手財団　検索